

# 介護保険住宅改修の適正な取り組みについて

松原市健康部高齢介護課

## 1. 住宅改修事業の現状について

本年度に入って、介護保険住宅改修事業の給付費において急激な増加が見られました。この増加の要因を検証したところ、利用者にとって直近に必要なではない工事があったなどの多くの問題が見受けられました。

本市といたしましては、大阪府介護給付適正化計画の1つでもある「住宅改修の適正化」を強化することで早急に改善を図り、適正な保険給付を実施していくこととしました。

(参考「平成21年度介護保険指定事業者集団指導」)

### (最近の傾向)

- ・軽度介護者(要支援、要介護1)に対する限度額いっぱいの改修工事が増加している。  
将来、介護度が上がった時に住宅改修ができない可能性が憂慮される。
- ・利用者の現状においては、  
不必要な改修工事  
将来的に必要なである等との理由によるいわゆる「取り敢えず」での改修工事が増加している。  
例)軽度介護者に対する段差解消や床の張り替え、折れ戸等の扉の交換
- ・住宅改修を行うために介護認定申請を行う被保険者が増加している。

### (原因)

ケアマネージャーによるアセスメント不足

- ・利用者が希望するままに取付け位置を決めている。
- ・ADL低下時に使用できない位置に手すりの取付けが設定されている。
- ・安易な段差解消や扉の付け替え等を希望する。  
例)・居内の段差が複数あるのに1ヶ所しか段差解消を行わない。  
(居内の移動状況を把握していない。)  
・転倒で扉のガラスが割れたので、開閉負担軽減で折れ戸へ変更。
- ・ケアマネージャーが現地確認をせず、業者の見積書等から理由書を記載している。  
ヒアリング時、申請者本人の動作等についての的確な説明ができない。
- ・申請者本人ではなく、介護者(家族)のための住宅改修になっている。  
あくまでも申請者本人のための住宅改修が原則であり、それ以外の範囲については不承認となります。

行政側のケアマネージャーへの指導不足と市民への周知不足

以下のような方策を導入します。

### (善後策)

1. **申請書類(理由書等)の確認作業を強化する。**  
(利用者の状態と改修工事内容との整合性を精査し、疑義がある場合はヒアリング等を実施していきます。)
2. **介護保険における住宅改修について周知徹底し、関係機関への再確認を促す。**

## 2. 住宅改修の流れ及び理由書の書き方について

### 住宅改修の給付対象となる範囲

住宅改修の実例及び個人資産の形成につながる面があることや、持ち家と借家の居住者との受益の均衡等を勘案したものになります。また、共通して需要が多くかつ比較的小規模なもので、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事であることです。

### 住宅改修の手順

#### ニーズの発見

利用者がどういうことに困っているのか、本人・家族などに十分話を聞き、希望を引き出すようにします。

#### 家屋状況及び身体機能の確認

##### (家屋状況の確認)

住宅改修のためだけでなく、ケアプランを立てるにあたっては、生活の全体像を把握し、チームスタッフと知識を共有するために、家屋の状況を確認する必要があります。家屋の全体像と生活状況を把握するために、見取図を書いて、動線や段差、出入り口と壁・柱などが理解できるようにします。

(図面を書くことは、自分の考えを整理するためと、他の人と話を共有するための手段ですので、上手い下手ではなく、分かりやすいことが重要です。)

##### (身体機能の確認)

起き上がったたり、座ったり、立って歩いたりする基本的な動作の確認をします。その動作が「トイレに行く」「浴槽に入る」などの目的を持った動作にどのように反映されているかを観察します。毎日の生活の動線上を動いてもらうと、より問題が明確になるでしょう。

#### 住宅改修すべき場所と動作を絞り込む

で確認した状況を総合的に考えて、なぜそれができないのかを確認し、以下の内容を検討します。

- ・他の動作に変更できないか。
- ・簡単な福祉用具等の使用で解決できないのか。

つまり、問題となる点を絞り込み、場所と動作を明確にします。それでも解決できない場合に具体的な住宅改修の検討に入ります。

#### 住宅改修を考えていくときの留意点

##### 1. 福祉用具の適合をはかる

福祉用具でできることを明確にし、その福祉用具と住環境との適合を考えます。

##### 2. 経済的な側面を考える

介護保険対象外の住宅改修が必要な場合は、誰が、どの程度負担でき得るのかという金額負担の大枠を把握しておく必要があります。

##### 3. 家族の介護能力と家族全体の生活を考える

介護者の能力を把握し、また同居している家族の同意が必要です。

##### 4. 疾患による病態の特性を知る

疾患の特性を把握した上で、手すりの位置や用具の配置を考える必要があります。

##### 5. 身体機能の経時的変化を考える

高齢者の場合、身体機能などの変化に伴う生活の変化が短期間で生じることがあり、住宅改修が追いつかないこともありますので、当面どのくらい使えそうなのか、いずれ再改修が必要となるかもしれないことなどを考慮しておく必要があります。

## 6. 住宅改修する建物の条件を把握する

住宅改修する建造物が自己所有or賃貸(民間・公営)、一戸建てor集合住宅の確認をしておく必要があります。

## 7. 縁起物への配慮

由緒あるものや移動させたくないもの等を前もって確認しておく必要があります。

## 8. キーパーソンの確認

住宅改修のプランを最終的に決定するのは誰かを確認しておく必要があります。

### プランの検討・作成

見取図を参考に、自分なりの住宅改修プランをより具体的に立案します。

(見取図は、チームアプローチの必要な住宅改修にとって共通の表現方法であり、連携を強くするために役立ちます。)

### チームによるプランの検討(他職種との意見交換)

見取図をもとに、他の職種(P.T・O.T、保健師、ヘルパー、建築関係者など)の意見を聞きます。

これら他職種の専門性・継続性をコーディネートし、住宅改修に活用していくのがケアマネージャーの役割です。

### プランの修正・検討

これまで検討してきたプランを利用者や家族に提示して了解を取ります。

### 工務店への依頼・施工

工務店に依頼する場合、以下の点に留意してください。

- 1) プランに盛り込まれた身体機能を説明して、住宅改修の目的、条件などについて理解を得ましょう。
- 2) 具体的な個所を確認し、手すりの位置や種類、段差の解消など細かい点まで話し合しましょう。
- 3) 工期について、できる限り明確にしてもらいましょう。
- 4) 介護保険や公的な助成制度を使う場合は、調査や確認が入る場合もあるので、工務店側に知らせておきましょう。
- 5) 工事着工後も改修の意図通りに進んでいるかチェックしたり、対象者の身体状況の変化に気を配りましょう。

### 完成後のフォローアップ

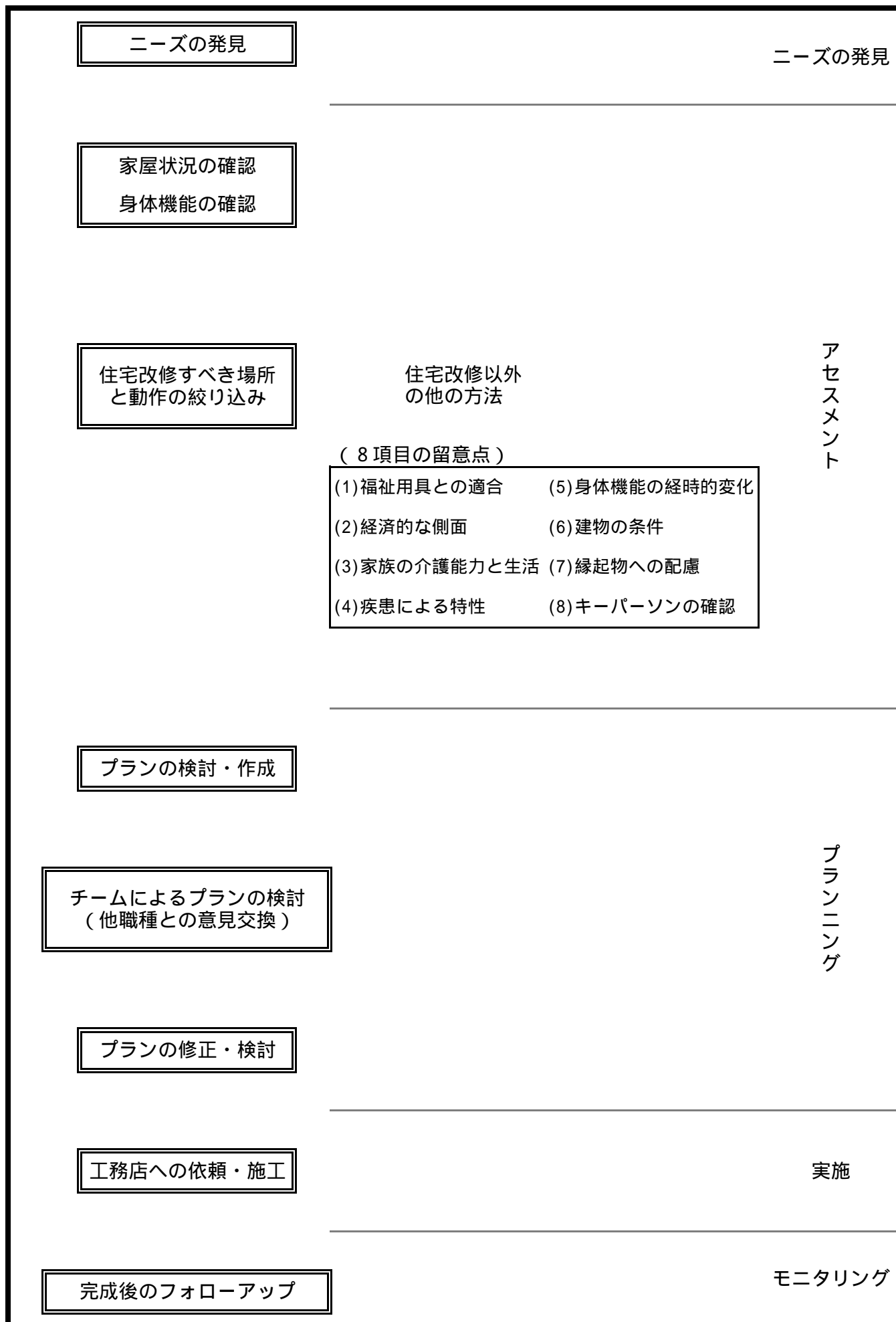
完成後は以下のような観点からチェックする必要があります。

- ・住宅改修プランの目的に沿った工事が行われたか
- ・本人や介護者等にとって便利になったか
- ・効果はあったか
- ・取り扱いやすいか
- ・安全に使用しているか など

現場を訪問して自分の目で確認するとともに、利用者や家族の話、ヘルパーや訪問看護師からの情報も参考になります。

今後の住宅改修を検討する際において自身の財産となります。

## 手順のフローチャート



## 介護保険住宅改修を実施していくにあたって

理由書はより具体的に。（工事箇所ごとに効果等を記載する。）

見積書は工事箇所ごとに材料費・取付費を記載してもらおう。

見取図は申請者の移動状況がわかるように、家屋全体を描いてください。

写真（工事前後とも）は、理由書の内容を反映させてください。

（工事箇所の全体像がわかるように撮影してください。）

例）跨ぎ支援のための手すりを取付ける場合は、段差の状況がわかるように撮影する。（メジャーを当てる、見取図面内に数値を記載するなど）

扉を交換する場合は各室内の状況もわかるように撮影する。

**申請書類はより具体的に、かつより明確に!!**  
**（誰が見てもわかるように）**

見積額が高額（10万円以上）の場合は、原則的に合い見積もり（複数からの事業者の見積り）を取ってください。

利用者が入院中で、退院に合わせて住宅改修を希望される場合は、退院後の本人の移動状況等を十分に把握してからプランニングしてください。

- ・リハビリでの目標（どの移動方法を目指しているのか。等）を確認する。
- ・一時外出等利用し、実際の動作を確認する。

介護サービス利用者が住宅改修を実施する場合、サービス担当者会議を開催し、各サービス担当者から意見を集めた上で住宅改修の内容等を検討し、居宅サービス計画書にも記載することが重要です。

住宅改修・福祉用具購入について「居宅サービス計画書の2表」に記載されていないため、導入後のモニタリングが実施されていないケースがよく見受けられます。住宅改修後、利用者の移動動作が改善されているか、確認することが必要です。また、福祉用具購入後についても同様にモニタリングは必要です。

住宅改修工事を行うのはもちろん自由ですので、介護保険に適さない工事と判断されても希望された場合は、全額自己負担で行うことになる旨を説明してください。

### 「住宅改修・福祉用具購入償還払い（特例）の同意書」の取扱いについて

9月までは同意書ももらっていても、受領委任払い方式にて支払われていたケースを多く見られました。本来、同意書が提出された場合は償還払いにて行うものでありますので、今後は原則に立ち戻り、受領委任払い方式での申請は受け付けませんこととします。